

平成27年5月29日  
自動車局

## 「不正改造車を排除する運動」強化月間(6月)が始まります

～ 街頭検査などを実施し、不正改造車を市場から排除します ～

特に二輪車を対象とした効果的な街頭検査を実施！

- 暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。
- また、最近では、部品の取付けや取り外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。
- このため、国土交通省は、関係省庁、自動車関係団体等（別紙1）と連携し、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現することとしております。特に6月は強化月間として、さらに強力に運動します。

### 1. 全国で168回の街頭検査を計画

以下に示す悪質事案には街頭検査等を通じて整備命令を発令し、これに従わないときには車両の使用停止等を含む厳正な処分を行います。なお、②及び④については、二輪車の重点項目としています。

- ① 歩行者、運転者等が見にくい窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- ② 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- ③ タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- ④ 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- ⑤ 不正軽油燃料の使用



<街頭検査の例>

### 2. 「不正改造車・黒煙110番」の設置

各運輸支局等に相談窓口として「不正改造車・黒煙110番」（別紙2）を設置し、寄せられた情報に基づいて、不正改造車ユーザーに対して、不正改造状態の改善や改修結果の報告を求めます。

### **3. 不正改造実施者に対する立入検査等**

不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査により、不正な二次架装の抑止・早期発見と指導を行います。

### **4. 自動車使用者等への啓発**

不正改造防止の啓発を目的としたポスター（別紙3）約14万枚の掲示及びチラシ（別紙4）約62万枚の配布、自動車整備士養成施設等への運輸支局の出前講座並びに全国324社の乗合バス事業者（別紙5）の協力による広報横断幕の掲示等を行い、積極的な不正改造の排除を呼びかけます。

また、違法マフラー排除の啓発を目的としたポスター（別紙6（表面））約14万枚の掲示、チラシ（別紙6）約56万枚を配付するなど、業界団体と連携を図りながらユーザーに対する啓発を行います。

問い合わせ先：

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。

自動車局 整備課 平川・川津

TEL:03-5253-8111(代表)(内線:42426)・03-5253-8600(直通)

FAX:03-5253-1639

環境政策課 海東・後藤

TEL:03-5253-8111(代表)(内線:42523)・03-5253-8604(直通)

FAX:03-5253-1639